## 北海道森林管理局

国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)第8条の6第1項の規定に基づき 下記の樹木採取区の指定に当たり、次のとおり案を縦覧に供します。

なお、樹木採取区の案について、縦覧期間中北海道森林管理局長に意見を提出することができます。

令和3年7月7日 北海道森林管理局長

- 1 縦覧に供する樹木採取区の案
- (1) 樹木採取区の名称
  - ①北海道森林管理局1胆振東部樹木採取区
  - ②北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区
- (2) 樹木採取区の所在地 別紙1及び別紙2のとおり。
- (3) 樹木採取区の面積
  - ①北海道森林管理局 1 胆振東部樹木採取区 樹木採取区の区域面積 671.03 ha

採取可能面積 554.21 ha

備考:面積は森林調査簿(令和2年3月31日時点)による。

②北海道森林管理局 2 網走中部樹木採取区

樹木採取区の区域面積 670.55 ha

採取可能面積 559.06 ha

備考:面積は森林調査簿(令和2年3月31日時点)による。

(4)区域図及び区域位置図

別紙2のとおり。

### 2 縦覧場所

北海道森林管理局ホームページ、北海道森林管理局及び関係森林管理署の庁舎において縦覧に供します。

北海道森林管理局ホームページ

北海道森林管理局

所 在 地:札幌市中央区宮の森3条7丁目70番 電話 050-3160-6272

縦覧時間:午前9時から12時、午後1時から5時まで(ただし、土、日、祝日等の行政機関の休日は終日縦覧できません)。

## 胆振東部森林管理署

所 在 地:白老郡白老町日の出3丁目4番1号 電話 050-3160-5700

縦覧時間:午前9時から12時、午後1時から5時まで(ただし、土、日、祝日等の行政機関

の休日は終日縦覧できません)。

## 網走中部森林管理署

所 在 地:常呂郡置戸町字置戸398-99 電話 050-3160-5770

縦覧時間:午前9時から12時、午後1時から5時まで(ただし、土、日、祝日等の行政機関

の休日は終日縦覧できません)。

## 3 縦覧期間

令和3年7月7日(水曜日)から令和3年8月6日(金曜日)まで

## 4 意見書の提出

樹木採取区の案に意見がある者は、次に定めるところにより、北海道森林管理局長に対し、理由を付して、意見書を提出することができます。

(1) 提出先:〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局長(業務調整課扱い)あて

電子メール:h gyomu@maff.go.jp

- (2)提出期限:縦覧期間が満了する令和3年8月6日(金曜日)17:00までに必着
- (3) 意見書の記載事項:意見書様式による
- (4) 意見書の提出方法:提出先に郵送、電子メール又はご持参のうえ提出
- (5) 意見の取扱い:いただいた意見は、誠実に処理させていただきます。また、樹木採取区の指定の公示時に、意見の要旨とその処理結果について公表します。なお、氏名等は公表しません。

#### 5 参考情報

- (1) 本樹木採取区に設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間 9年程度
- (2)森林資源の状況(令和2年3月31日現在) 別紙3のとおり。
- (3) 林道等の状況(令和2年12月1日現在) 別紙4のとおり。
- (4) その他参考となるべき事項 別紙5のとおり。

# 樹木採取区の指定(案)についての意見申立書

1	意見のある樹木採取区	樹木採取区
2 (	意見書提出 1)個 人 氏 名 住 所	
(	2)法人その他団体 団 体 名 代表者名 住 所	
3	意見の要旨及び理由	
_		

※ 意見の要旨及び理由は、簡潔にまとめ、日本語で記入して下さい。